

～ 国際研修 ～

平成21年度カンボジア法整備支援研修

国際協力部教官

西村 恵三子

第1 はじめに

国際協力部では、2009年9月9日（水）から同月17日（木）まで、カンボジア法制度整備支援研修を行った（日程表は文末の資料のとおり）。

研修員は、カンボジア司法省職員である以下の8名である。

司法省次官補	カオ・ルット氏
司法省次席監査官	チュオン・テッチ氏
司法省付判事	ティット・ルッティ氏
司法省民事局長	トーイ・タリット氏
司法省検察局長	ソー・プムラ氏
司法省監察官	キー・チット氏
司法省監察官	ソッチ・ソパナラ氏
司法省総務局長代理	パン・チャンリー氏

第2 本研修実施の背景

カンボジアは、内戦終結後、日本を含む諸外国や国際機関の支援の下、国内の社会基盤を整えつつ、国際社会へ参画するための土台を構築する途上にある。特に、2004年7月に発足したフン・セン政権においては、「四辺形戦略」、すなわち、①農業セクターの強化、②更なるインフラの復興と建設、③民間セクター開発と雇用創出、④キャパシティビルディングと人材開発を4つの柱とし、汚職防止や司法・行政改革を最優先事項に掲げた「グッド・ガバナンス」の確立を目指している。

わが国も、カンボジアからの要請を受けて「グッド・ガバナンス」の確立を支援してきたところ、1999年から開始された「法制度整備プロジェクト（フェーズ1）」を通じ、民法及び民事訴訟法草案の起草支援を行い、2003年3月には両草案をカンボジア司法省に引き渡した。

その後、2004年4月には、民事訴訟法及び民法の立法化並びに両法に関する周辺付随法令の起草支援を主眼とする「法制度整備プロジェクト（フェーズ2）」が開始され、2006年7月の民事訴訟法公布、2007年の民事訴訟法適用並びに民法成立及び施行により（民法については現在適用待ち）、2008年4月に同プロジェクトは終了した。

しかしながら、民事訴訟法及び民法を適切に運用するための不動産登記法、供託法等の関連法令・制度の整備、法制度運用のための人材育成などが必要であったことから、2008年4月より、司法省が民法・民事訴訟法を適切に運用するに当たって必要な施策を自ら行う能力の育成を主眼とした「法制度整備プロジェクト（フェーズ3）」が開始された。

本研修は、独立行政法人国際協力機構（JICA）による上記「法制度整備プロジェクト（フェーズ3）」の一環として、司法省関係者を日本へ招へいして実施するものである。

第3 本研修の概要等

1 本研修の目的

供託制度は、民法における債務の消滅事由となる弁済供託のほか、民事訴訟法上の規定に基づく寄託（以下「裁判上の寄託」という。）を機能させるために必要不可欠であり、不動産登記制度や公証人制度等とともに、その整備が急務となっている制度の一つである。



カンボジアにおいては、当初、弁済供託及び裁判上の寄託が手続的には同じであることを考慮し、民事訴訟法及び民法の施行に当たっては、近い将来「供託法」が立法されることを前提として立法作業が進められてきたが、両法案立案の最終段階において、民法が制定を予定している供託法については、立案・制定・施行の早期実現が極めて困難になったため、2008年末より、裁判上の寄託手続のみを定めた裁判寄託省令の起草を先行して開始した。

これまで、民法が予定している弁済供託と同様の制度を有していなかったカンボジアでは、起草班メンバーにより、弁済供託の要件・効力等の実体法の理解、供託先の決定、関連機関の整備等の手続的問題点の洗い出し、裁判寄託省令との関係調整など、起草班による様々な問題点の検討が行われてきた。

しかし、供託法起草のためには、民法上の供託制度のほか、裁判上の寄託との整合性、具体的な手続のあり方など、供託制度全般についての更なる理解が必要であるため、本研修を実施することとした。

2 カンボジア側の事前準備状況等

本研修に至るまでの間、供託法起草メンバーは、長期専門家清原博氏の支援の下、ほぼ一、二週に1度の割合でワーキンググループを実施し、供託法及び関連法等についての理解を深めてきた。

そして、本研修前には、カンボジア側からの提案により、清原氏の助力を得つつ、自らの手により供託法草案の起草がなされた。

もとより、研修開始前に提出された供託法草案は更なる追加・検討や再考が必要であ

ることは起草メンバーも自認するところである。とはいえ、法制度整備プロジェクトもフェーズ3に至り、民事関係法の起草の基軸を日本側からカンボジア側へ漸次的に移す必要が生じているところ、カンボジア起草班メンバーが自らの手で起草作業を行うのは初の試みであり、カンボジア側のオーナーシップが着実に育成されつつあることを示す事実であるため、本稿において御紹介する次第である。

3 講義

(1) 民法作業部会委員による講義

本研修では、まず、カンボジア民法作業部会委員により、民法における供託関連分野についての講義が行われた。この中では、供託制度の概要、種類、弁済供託などについての説明がなされ、研修員からは供託の根拠となる実体法や、不服申立ての方法などについての質問がなされた。

(2) 法務省民事局付による講義

東京法務局見学に先立ち、法務省民事局供託担当局付による供託法実務についての講義が行われた。カンボジア側は、日本の供託事務が旧大蔵省から旧司法省へ移管された経緯について関心を示しており、この点についての説明がなされたほか、日本の法務局についての説明もなされた。

(3) 民事訴訟法作業部会委員による講義

上記講義及び東京法務局見学を踏まえ、2日間にわたり、カンボジア民事訴訟法作業部会委員による供託法講義が行われた。この講義では、民法上の供託のみならず、裁判上の寄託、具体的な手続の在り方などについての説明がなされ、本年中に成立見込みである裁判寄託省令は、供託法に吸収されるのが望ましいとの見解が示された。これについては、カンボジア側も一定の理解を示した上、引き続き検討をすることであった。また、研修員からの質疑も、現金の管理方法、法務省が供託事務を所管する理由、条文解釈など、多岐にわたった。

4 見学

本研修では、東京法務局において、供託実務についての見学を行った。

冒頭で、東京法務局民事行政部長及び同供託一課長より、法務局が取り扱う事務全般及び供託手続についての概要説明があり、その後、供託の受入・払渡事務の現場を見学し、質疑応答がなされた。

見学後も引き続き質疑がなされ、有価証券の取扱いや申請書類の記載内容についてのなどの質問がなされ、一つ一つ丁寧な回答をいただいた。

供託所が1日で扱う現金の金額の多さ、その多さにもかかわらず計算違いなどの過誤が皆無であることなどは、研修員にとっては非常に興味深かったようである。

5 供託法草案プレゼンテーション及び検討会

本研修の最後に、2日間にわたり、カンボジア側起草にかかる供託法草案のプレゼンテーションがなされ、引き続きこれに対する検討会を実施した。

研修員は、これまでの講義・見学を踏まえ、プレゼンテーションに向けて深夜まで検

討を繰り返したとのことである。このようなプレゼンテーションを実施することはもとより初の試みであり、これもカンボジア側の発案によるもので、供託法起草に向けた意気込みがうかがえるといえる。プレゼンテーションでは、各研修員がそれぞれ役割分担をし、供託法で定めるべき事項、今後検討が必要な事項等についての発表を行った。

その後行われた検討会では、民法作業部会・民事訴訟法作業部会の両委員との意見交換が行われた。ここでは、カンボジア側から、供託事務は司法省の管轄下の機関が扱うべきであるとの考えや、カンボジアでは日本ではほとんど用いられていない物品供託が多くなると見込まれること、当事者の合意による寄託の取扱いを供託所に行わせたい旨の意見が出された。これらに対し、委員からは、カンボジアの現状を踏まえつつ、慎重に検討すべきであるとの説明がなされた。

第4 終わりに

本研修は、事前にカンボジア側が自らの発案で草案を起草した上で臨んだ初の研修であり、非常に大きな意義があったと感じている。供託制度の基本を理解するという本研修の目的を達成したのみならず、自ら起草に主体的に関わることで、改めて起草作業の困難さを実感しつつ、講義などを通じて今後の検討課題を再認識することができたと思われる。

本研修に当たり、御多忙の中、長時間にわたり講義や検討会への出席をしていただいた東京高等裁判所柳田幸三判事、同南敏文判事、明治大学新美育文教授、学習院大学能見善久教授、同野村豊弘教授、法務省吉野太人民事局付、供託実務の見学という貴重な機会をご提供くださった東京法務局の皆様に対し厚く御礼申し上げます。

また、研修外でも研修員を助けていただいた研修監理員の天川芳恵氏、研修監理員補助のサー・セネラ氏、本研修の実施に御協力いただいた財団法人国際民商事法センターの皆様にも改めて深く感謝したい。



平成21年度 カンボジア法整備支援研修日程表

[主任教官: 森永教官, 西村教官 事務担当: 瀬井主任専門官, 福岡専門官]

研修実施場所 : 法務総合研究所, JICA東京国際センター

平成21年8月21日 現在

月日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考
9/8	火	来日		
9/9	水	JICAオリエンテーション JICA東京 セミナールーム9	ICDオリエンテーション 宮崎朋紀 法務総合研究所教官 西村恵三子 法務総合研究所教官 JICA東京 セミナールーム9	日本の法務省について 西村恵三子 法務総合研究所教官 JICA東京 セミナールーム9
9/10	木	供託関連民法講義① 能見善久教授(学習院大学法科大学院) 野村豊弘教授(学習院大学法科大学院) 赤れんが棟共用会議室	12:15~13:30 供託関連民法講義② 能見善久教授(学習院大学法科大学院) 野村豊弘教授(学習院大学法科大学院) 赤れんが棟共用会議室	13:35~記念撮影
9/11	金	10:00~10:15 民事局長表敬 10:30~12:30 日本の供託制度について 吉野太人 法務省民事局局付	見学等 東京法務局等	
9/12	土	供託法講義① 柳田幸三部総括判事(東京高等裁判所) JICA東京 セミナールーム9	供託法講義② 柳田幸三部総括判事(東京高等裁判所) JICA東京 セミナールーム9	
9/13	日	供託法講義③ 柳田幸三部総括判事(東京高等裁判所) JICA東京 セミナールーム9	供託法講義④ 柳田幸三部総括判事(東京高等裁判所) JICA東京 セミナールーム9	
9/14	月			
9/15	火	カンボジア起草草案プレゼンテーション 新美育文教授(明治大学法学部) 南敏文部総括判事(東京高等裁判所) 柳田幸三部総括判事(東京高等裁判所) 赤れんが棟共用会議室	検討会① 新美育文教授(明治大学法学部) 能見善久教授(学習院大学法科大学院) 南敏文部総括判事(東京高等裁判所) 柳田幸三部総括判事(東京高等裁判所) 赤れんが棟共用会議室	
9/16	水	検討会② 新美育文教授(明治大学法学部) 野村豊弘教授(学習院大学法科大学院) 赤れんが棟共用会議室	検討会③ 新美育文教授(明治大学法学部) 野村豊弘教授(学習院大学法科大学院) 柳田幸三部総括判事(東京高等裁判所) 赤れんが棟共用会議室	
9/17	木	評価会・閉講式 JICA東京 セミナールーム12		
9/18	金	帰国		